

「南部地域子育て支援拠点施設整備」
基本設計業務委託

特記仕様書

延岡市健康福祉部こども保育課

(令和7年8月)

I. 業務概要

1. 業務名称 「南部地域子育て支援拠点施設整備」基本設計業務委託

2. 計画施設概要

- (1) 施設名称 南部地域子育て支援拠点施設
- (2) 敷地の場所 延岡市南一ヶ岡
- (3) 施設用途 児童福祉施設等(子育て支援施設)

令和6年国土交通省告示第8号別添二第 十一 号第 1 類とする。

3. 特記仕様書の適用

- (1) 本特記仕様書(以下「特記仕様書」という。)に記載された特記事項の中で ・ 印のついたものについては「◎」印が付いたものを適用する。
- (2) ——— (取消し線)で抹消した事項は、全て適用しない。

4. 設計と条件

- (1) 敷地の条件
 - a. 敷地面積 約4,000m²程度
 - b. 用途地域及び地区の指定
 - 1) 用途地域 第一種低層住居宅専用地域
 - 2) 防火地域 指定無し
 - 3) その他の地区等 延岡市景観計画区域

- (2) 施設の条件
 - a. 延床面積 約1,500.0m²程度
 - b. 階数 2階建て
 - c. 主要構造 木造
 - d. 耐震安全性の分類
耐震安全性の分類は、「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」(平成25年3月29日付 国営計第126号、国営整第198号、国営設第135号))による。
耐震安全性の分類は次のとおりとする。
 - 1) 構造体 II類
 - 2) 建築非構造部材 B類
 - 3) 建築設備 乙類
 - e. 建築物の類型 第 十 一 号 第 1 類
建築物の類型は、令和6年国土交通省告示第8号別添二による。
 - f. その他

- (3) 建設の条件
 - a. 概算工事費 (直接工事費)

1) 本体工事	825,000 千円
2) 屋外附帯工事	137,000 千円
3)	千円
4)	千円
合 計	962,000 千円
 - b. 建設工期 約 14 ヶ月
(詳細は別紙「設計要旨 (J) 建設計画工程表」による)

- (4) その他の条件
 - a. 市産材の利用を図ること。
 - b. コスト削減を図ること。
 - c. 環境に配慮した設計を行うこと。
 - d. ()

- (5) 設計と条件の資料
設計と条件については、次の資料による。
 - a. 別紙 基本設計要旨
 - b. 新市建設計画
 - c. 新市基本計画
 - d. 第6次延岡市長期総合計画
 - e. 延岡市地域防災計画
 - f. 第3次延岡市環境基本計画
 - g. 延岡市景観計画

Ⅱ. 業務仕様

本仕様書に記載されていない事項は、「延岡市建築設計業務委託共通仕様書」による。

1. 管理技術者等の資格要件

- (1) 管理技術者は以下の資格を有すること。
 - ◎ 建築士法(昭和25年法律第202号)による一級建築士の資格を有する者
- (2) 専門分野を担当する主任担当技術者は以下の資格を有すること。
 - a. 建築(意匠)
 - ◎ 建築士法(昭和25年法律第202号)による一級建築士の資格を有する者
 - b. 建築(構造)
 - ◎ 建築士法(昭和25年法律第202号)構造設計一級建築士の資格を有する者
 - c. 電気設備
 - ◎ 建築士法(昭和25年法律第202号)による建築設備士の資格を有する者
 - d. 機械設備
 - ◎ 建築士法(昭和25年法律第202号)による建築設備士の資格を有する者
 - e. 建築(積算)
 - ◎ (社)日本建築積算協会が付与する建築コスト管理士又は建築積算士の資格を有する者
 - f. ZEB(省エネ・創エネ)
 - ◎ (一社)環境共創イニシアチブが付与するZEBプランナーの資格を有する者
- (3) 主任担当技術者については、次の分野に限り兼務してよいこととする。
 - ◎意匠と構造と積算
 - ◎電気と機械
- (4) 管理技術者等は下記条件において配置することとする。
 - ・管理技術者および建築(意匠)の主任担当技術者は、元請会社の職員を配置すること。
 - ・建築(意匠)の主任担当技術者は、本事業に専任するものとする。

2. 業務計画書

受注者は、次に掲げる事項を記載した業務計画書を、契約締結後速やかに提出するものとする。業務計画書には、次の内容を記載する。

- (1) 業務概要
- (2) 業務工程(業務スケジュール管理表を受発注者間で協議の上作成すること。)

- (3) 管理技術者の氏名等
管理技術者の氏名、所属・役職、保有資格、実務経験年数、類似業務の実績、手持ち業務の状況
- (4) 各主任担当技術者の氏名等
 - a. 各主任担当技術者の担当分野、氏名、所属・役職、保有資格、実務経験年数、類似業務の実績、手持ち業務の状況
 - b. 各担当技術者の担当分野、氏名、所属・役職、保有資格、実務経験年数、類似業務の実績、手持ち業務の状況
 - c. 協力事務所の名称、代表者名、所在地、分担業務分野、協力を受ける理由及び具体的内容（協力者がある場合）
- (5) 業務取組体制
組織計画（業務内容の組織体系図）、連絡体制
- (6) 出来形管理
 - a. 設計内容の出来形管理計画、
 - b. 設計内容の精査方法・体制（チェックシート等）
- (7) その他指示する事項

3. 設計業務の内容

- (1) 一般業務の内容
 - ◎ 基本設計に関する標準業務
（国土交通省告示第九十八号 別添一 基本設計に関する標準業務による）
 - ・ 実施設計に関する標準業務
（国土交通省告示第九十八号 別添一 実施設計に関する標準業務による）
- (2) 追加業務
 - ◎ 概算積算業務（建築、電気、機械）
〔積算数量調書、複合単価等資料（代価表、別紙明細を含む）、見積りの徴集、見積検討資料及び見積比較表、単価比較表〕
 - ◎ 透視図作成

①種類	3種類程度（鳥瞰、仰見等）	④額	無
②判の大きさ	A3判程度	⑤電子データ	要
③枚数	各1枚		
 - ・ 模型作成

①縮尺	1/500程度	③ケース	要
②範囲	敷地全体（設計範囲から100m程度）		
 - ◎ 計画通知や建築審査会等に関する関係機関との協議
 - ・ 構造計算適合判定手続き業務（手数料を含む）
 - ・ バリアフリー法の認定に係る申請手続き業務
 - ・ 宮崎県 人にやさしい福祉のまちづくり条例に基づく書類作成
 - ・ 防災計画評価又は防災性能評価に関する資料の作成及び申請手続き業務
 - ・ 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第34条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画の認定に係る業務
 - ◎ 概略工事工程表の作成
 - ・ 延岡市都市景観条例、その他関係条例に基づく届出書作成
 - ◎ 構造の比較検討（費用、安全性、施工性等）
 - ◎ 建物の配置・周囲への影響検討（日影図の作成）
 - ◎ 敷地測量業務
 - ◎ 屋外及び中庭整備工事（擁壁含む）の設計・積算
 - ◎ ZEBに係る検討（ZEBプランナーを配置すること）

- ◎ 住民説明会等に必要な資料の作成及び実施(2回程度、パブコメ資料含む)
 - ・ ワークショップの資料作成及び実施
- ◎ 管理運営計画の検討(基本計画p.56「12-2管理計画の課題」を参照、子育て支援施設等の運営経験を有する民間事業者との協力体制をとること)
 - ()

(3) その他の業務の内容

- a. 構造計算書の作成
- b. 総合仮設計画の作成
- c. 打合議事録の作成
- d. その他指示のあった資料等の作成
- e. ()

Ⅲ. 業務の実施

(1) 一般事項

業務は、提示された設計と条件、適用基準類に基づき行う。

- (2) 積算業務は、調査職員の承諾を受けた基本設計図書及び適用基準に基づき行う。
- (3) 設計にあたっては、工事現場の生産性向上(省人化や工事日数短縮)に配慮する。
- (4) 打合せ及び記録

打合せは次の時期に行い、また議事録を速やかに作成し、調査職員に提出する。

オンラインを基本とするが、下記○の打合せは対面で行うこと。

- a. 業務着手時 ○ b. 現地調査 c. 官公庁、関係者等との協議
- d. 発注者との定例会の開催 (月 2 回程度)
- e. 調査職員又は管理技術者が必要と認めた時 ○ f. 完工検査
- g. その他(官公庁、関係者との本設計業務に係る全ての協議等の議事録を作成すること。)

(5) 適用基準等

設計にあたっては、建築基準法その他関係法令並びにこれに基づく条例規則等の規定による他、特記なき場合は、国土交通省大臣官房官庁営繕部が制定又は監修したものとする。

a. 共 通

- ◎ 官庁施設の基本的性能基準 (最新版)
- ◎ 官庁施設の企画書及び企画書対応確認書の標準的書式 (最新版)
- ◎ 官庁施設の設計段階におけるコスト管理ガイドライン (最新版)
- ◎ 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準 (最新版)
- ◎ 官庁施設の総合耐震診断・改修基準 (最新版)
- ◎ 木造計画・設計基準 (最新版)
- ◎ 木造計画・設計基準の資料 (最新版)
- ◎ 官庁施設の環境保全性基準 (最新版)
- ◎ 官庁施設の防犯に関する基準 (最新版)
- ◎ 官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準 (最新版)
- ◎ 建築設計業務等電子納品要領 (最新版)
- ◎ 官庁営繕事業に係る電子納品運用ガイドライン【営繕業務編】 (最新版)
- ◎ 公共建築工事積算基準 (最新版)
- ◎ 公共建築工事共通費積算基準 (最新版)
- ◎ 公共建築工事標準単価積算基準 (最新版)
- ◎ 公共建築工事積算基準等資料 (最新版)
- ◎ 建築物等の利用に関する説明書作成の手引 (最新版)
- ◎ 宮崎県ユニバーサルデザイン推進指針 (最新版)
- ◎ 宮崎県 人にやさしい福祉のまちづくり条例 (最新版)
- ◎ 建築工事における建設副産物管理マニュアル (最新版)

- b. 建築
 - ◎ 建築工事設計図書作成基準 (最新版)
 - ◎ 建築工事設計図書作成基準の資料 (最新版)
 - ◎ 敷地調査共通仕様書 (最新版)
 - ◎ 公共建築工事標準仕様書 (建築工事編) (最新版)
 - ・ 公共建築改修工事標準仕様書 (建築工事編) (最新版)
 - ◎ 公共建築木造工事標準仕様書 (最新版)
 - ◎ 建築物解体工事共通仕様書 (最新版)
 - ◎ 建築設計基準 (最新版)
 - ◎ 建築設計基準の資料 (最新版)
 - ◎ 建築構造設計基準 (最新版)
 - ◎ 建築構造設計基準の資料 (最新版)
 - ◎ 建築工事標準詳細図 (最新版)
 - ◎ 建築工事標準詳細図 (最新版)
 - ◎ 構内舗装・排水設計基準 (最新版)
 - ◎ 構内舗装・排水設計基準の資料 (最新版)
 - ・ 建築改修設計基準 (最新版)
 - ◎ 建築鉄骨設計基準 (最新版)
 - ◎ 鉄筋コンクリート造配筋指針 (最新版)
 - ◎ 擁壁設計標準図 (最新版)
 - ◎ 表示・標識標準 (最新版)
 - ・ 免震建築物の技術基準解説及び計算例とその解説 (最新版)
- c. 建築積算
 - ◎ 公共建築数量積算基準 (最新版)
 - ◎ 公共建築工事標準歩掛り (最新版)
 - ◎ 建築工事内訳書標準書式(建築工事編) (最新版)
 - ◎ 公共建築工事見積標準書式(建築工事編) (最新版)
 - ◎ 営繕工事積算チェックマニュアル(建築工事編) (最新版)
- d. 設備
 - ◎ 建築設備計画基準 (最新版)
 - ◎ 建築設備設計基準 (最新版)
 - ◎ 建築設備工事設計図書作成基準 (最新版)
 - ◎ 公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編) (最新版)
 - ◎ 公共建築設備工事標準図(電気設備工事編) (最新版)
 - ・ 公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編) (最新版)
 - ◎ 公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編) (最新版)
 - ◎ 公共建築設備工事標準図(機械設備工事編) (最新版)
 - ・ 公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編) (最新版)
 - ・ 雨水利用・排水再利用設備計画基準 (最新版)
 - ・ 建築設備耐震設計・施工指針 (最新版)
 - ◎ 建築設備設計計算書作成の手引 (最新版)
- e. 設備積算
 - ◎ 公共建築設備数量積算基準 (最新版)
 - ◎ 公共建築工事内訳書標準書式(設備工事編) (最新版)
 - ◎ 公共建築工事見積標準書式(設備工事編) (最新版)
 - ◎ 営繕工事積算チェックマニュアル(設備工事編) (最新版)
- (4) その他適用基準等
 - ・ 公共住宅建築工事積算基準 (最新版)
 - ・ 公共住宅電気設備工事積算基準 (最新版)

- ・ 公共住宅機械設備工事工事積算基準 (最新版)
 - ・ 公共住宅屋外整備工事積算基準 (最新版)
- (5) 設計図書の提出
- a. 受注者は、業務が完了したときは、遅延なく別紙に掲げる設計図書及び成果品を提出すること。
 - b. 設計図書は、各工事別(建築・電気設備・機械設備等)及び各工区別等に分類し、それぞれ別に入札できるように整理し、作成すること。
- (6) 提出期限
- 令和 8 年 3 月 31 日 午後 5 時迄
- 1) 明許繰越承認が得られた場合は、令和8年6月30日迄延長することができる。
 - 2) 直ちに実施設計業務委託の発注に執りかけられる状態(精査、修正済み)であること。
- ※ 敷地測量業務および擁壁の設計については、令和7年度中に完了させること。
- (7) 成果物の提出場所
- 延岡市 健康福祉部 こども保育課
- (8) 成果物の取り扱いについて
- 提出されたCADデータ等については、当該施設に係る工事の請負業者に貸与し、当該工事における施工図及び完成図の作成に使用するなど、建築設計業務委託契約書第8条第1項の規定の範囲内で使用することがある。
- (9) 業務実績情報の登録について
- ・ 要 受注者は、公共建築設計者情報システム(PUBDIS)に「業務カルテ」を登録する。
 なお、登録に先立ち、登録内容について、調査職員の承諾を受ける。また、業務完了時には、登録されることを証明する資料として、「業務カルテ仮登録(調査職員の押印済み)」を検査職員に提出し確認を受け、業務完了後に速やかに登録を行う。登録完了後、業務カルテ受領書の写しを調査職員に提出する。
- ◎ 不要
- (10) その他
- a. 受注者は、委託完了後においても、設計内容上不適箇所が生じた場合、原則として無償にて訂正すること。
 - b. 実施設計にあたり、各部の収まり及び設計内容上疑義が生じた場合の質問については、受注者は、原則として無償で回答書等の作成協力を行うこと。
 - c. 受注者は、工事完了後の会計検査等について、本市から依頼があった場合、原則として無償にて対応及び協力すること。
 - d. 発注者は、成果物(設計委託成果品)に瑕疵があるときは、受注者に対して相当の期間を定めてその瑕疵の補修を請求し、又は補修に代え若しくは補修とともに損害の賠償を請求することができる。この受注者の責任は、委託業務完了検査に合格したことをもって免れるものではない。
 - e. 受注者は発注者が建築設計業務委託契約書第45条又は第46条の規定により契約を解除した場合において、発注者に建築設計業務委託契約書第46条の2第1項の違約金を超えた金額の損害が生じたときは、当該違約金のほか、その超えた金額を損害賠償しなければならない。
 - f. 受注者は密接に関連する別途関連業務がある場合において、十分な調整を行うこと。
- 【別途関連業務】
- ・地質調査業務委託
 - ・延岡市営住宅一ヶ岡D団地・一ヶ岡E団地集約建替事業(南街区)

別表 1

基本設計委託の標準業務内容

(1) 建築(総合)・基本設計

ア 情報収集・準備	イ 条件設定	ウ 比較検討	エ 総合化	オ 成果図書
①依頼主により設定された条件の把握 ②現地調査 ③類似事例調査 ④関係法令調査 ⑤関係官庁との打合せ ⑥スタッフの選任 ⑦スケジュールの調整 ⑧各種打合せ	①設計条件の設定 1)要求性能の確定 2)法令その他の制約条件の整理 3)工事予算の設定 ②設計方針の設定 1)設計理念の確立 2)仕様程度の設定	①性能面からの機能の検討 ②設計理念上又は意匠の検討 ③計画実現のための工事費の検討 ④計画実現のための施工性の検討 ⑤仕様、使用材料、構造方式、設備方式等の総合的検討	①機能配置計画の策定 ②空間構成計画の策定 ③工事費配分計画の策定 ④動線計画の策定 ⑤防災計画の策定 ⑥施設配置計画の策定 ⑦平面計画の策定 ⑧断面計画の策定 ⑨立面計画の策定 ⑩各種計画の総合調整	①仕様概要表 ②仕上表 ③面積表及び求積図 ④敷地案内図 ⑤配置図 ⑥平面図(各階) ⑦断面図 ⑧立面図(各面) ⑨矩計図(主要部詳細) ⑩計画説明書 ⑪工事費概算書

(2) 建築(構造)・基本設計

ア 情報収集・準備	イ 条件設定	ウ 比較検討	エ 総合化	オ 成果図書
①依頼主により設定された条件の把握 ②現地調査等 1)土質関係調査資料の収集 2)近隣環境調査 ③類似事例調査 ④関係法令調査 ⑤関係官庁との打合せ ⑥スタッフの選任 ⑦スケジュールの調整 ⑧各種打合せ	①設計条件の設定 1)目的性能(建築条件)の把握 2)立地上その他の制約条件の整理 3)安全性能の設定 a 積載荷重 b 風荷重及び地震荷重 ②設計方針の設定 1)構造計画理念の設定 2)仕様程度の設定	①構造種別等の検討 ②構造方式の検討 1)骨組方式の検討 2)基礎方式の検討 ③計画実現のための工事費の検討 ④計画実現のための施工性の検討	①構造計画の策定 1)試設計の解析 2)部材断面の仮定の検討 3)構造システムの決定 4)使用材料及び仕様の概略の決定 ②工事費配分計画の策定 ③設定条件への適合性の確認 ④各種計画の総合調整	①基本構造計画案 ②構造計画概要書 ③仕様概要書 ④工事費概要書

(3) 電気設備・基本設計

ア 情報収集・準備	イ 条 件 設 定	ウ 比 較 検 討	エ 総 合 化	オ 成 果 図 書
①依頼主により設定された条件の把握 ②現地調査等 1) 現地状況調査 2) 電力、電話等の関連施設調査 ③類似事例調査 ④関係法令調査 ⑤関係官庁との打合せ ⑥スタッフの選任 ⑦スケジュールの調整 ⑧各種打合せ	①設計条件の設定 1) 要求性能の確定 2) 法令その他の制約条件の整理 3) 工事予算の把握 ②設計方針の設定 1) 設計理念の確立 2) 必要設備の設定 3) 仕様程度の設定 4) 使用機器の設置場所の設定	①設備種別の基本方針の検討 ②使用機器及び材料の検討 ③計画実現のための工事費の検討 ④計画実現のための施工性の検討 ⑤維持管理上の問題点の検討	①内外環境計画の策定 ②各種電気設備計画の策定 ③工事費配分計画の策定	①電気設備計画概要書 ②仕様概要書 ③工事費概算書 ④各種技術資料

(4) 給排水衛生設備・基本設計

ア 情報収集・準備	イ 条 件 設 定	ウ 比 較 検 討	エ 総 合 化	オ 成 果 図 書
①依頼主により設定された条件の把握 ②現地調査等 1) 現地状況調査 2) 給水、排水、ガス等の関連施設調査 ③類似事例調査 ④関係法令調査 ⑤関係官庁との打合せ ⑥スタッフの選任 ⑦スケジュールの調整 ⑧各種打合せ	①設計条件の設定 1) 要求性能の確定 2) 法令その他の制約条件の整理 3) 工事予算の把握 ②設計方針の設定 1) 設計理念の確立 2) 必要設備の設定 3) 仕様程度の設定 4) 使用機器の設置場所の設定	①設備種別の基本方針の検討 ②使用機器及び材料の検討 ③計画実現のための工事費の検討 ④計画実現のための施工性の検討 ⑤維持管理上の問題点の検討	①給排水衛生計画の策定 ②特殊設備計画の策定 ③工事費配分計画の策定	①給排水衛生設備計画概要書 ②仕様概要書 ③工事費概算書 ④各種技術資料

(5) 空調換気設備・基本設計

ア 情報収集・準備	イ 条 件 設 定	ウ 比 較 検 討	エ 総 合 化	オ 成 果 図 書
①依頼主により設定された条件の把握 ②現地調査等 1) 現地状況調査 2) 給水、排水、ガス等の関連施設調査 ③類似事例調査 ④関係法令調査 ⑤関係官庁との打合せ ⑥スタッフの選任 ⑦スケジュールの調整 ⑧各種打合せ	①設計条件の設定 1) 要求性能の確定 2) 法令その他の制約条件の整理 3) 工事予算の設定 ②設計方針の設定 1) 設計理念の確立 2) 必要設備の設定 3) 仕様程度の設定 4) 使用機器の設置場所の設定	①設備方式の検討 ②使用機器及び材料の検討 ③計画実現のための工事費の検討 ④計画実現のための施工性の検討 ⑤維持管理上の問題点の検討	①内外環境計画の策定 ②空調設備計画の策定 ③換気設備計画の策定 ④特殊設備計画の策定 ⑤工事費配分計画の策定	①空調換気設備計画概要書 ②仕様概要書 ③工事費概算書 ④各種技術資料